

WTO現状評価会合 何も生 まず。 米：市場開放・目標水準の引 き上げを主張しだす。 米―途上国の溝：深いまま



財団法人日本農業研究所
客員研究員

服部信司

1. 3月25～26日・WTO交渉の現状 評価会合：何も生まず

この会合は、当初「閣僚級会合」として開催されるはずであったが、事務レベルの会合にダウンして行われた。予想どおり、会議は、交渉の進め方を含め、何も生み出すことなく終わった。

この会合において、ラミー事務局長は、「有力国を中心とする小グループ会合を設定し、そこにおいて農業と他分野を同時に議論する分野横断議論を進める」ことを提起し、一応は了承された。小グループ会合は、これまでアメリカ主導で行われてきた2国間協議（米―中、米―インド、米―ブラジルなど。その内容は当事国以外には分からない）に代わる面を持ち、WTO交渉の枠内での「有力国による議論」であるため、2国間協議よりも透明性があると、多くの国によって考えられたからであろう。

しかし、アメリカは、少数国グループ会合を制度化し、それを軸に議論・交渉を進めることに暗に抵抗した。少数国グループ会合をWTO交渉の交渉組織として制度化すれば、当然にもラミー事務局長が参加し、彼のコントロールとリーダーシップの下に会議・議論が行われる。

アメリカは、この会合がラミー事務局長によって妥結交渉の場に転じることに危惧

を感じたといわれる。

このアメリカの態度により、小グループ会合の制度化は行われていない。3月の現状評価会合は、文字どおり、何も生み出すことなく終わったのである。

2. G5会合(米、欧、伯、印、中)：開催されるも、 継続し得ず

4月27～28日、アメリカの要請により、パリにおいてアメリカ、EU、ブラジル、インド、中国の非公式会合が開かれた。ラミー事務局長は招かれていない。ここにも、ラミー事務局長（彼が体现する議長提案）に対するアメリカの警戒感―拒否感が表れている。

この会合は、意見の交換の場であり、交渉の場ではないとしてもたれた。

会合を事実上主催したアメリカは、①市場開放の目標水準を引き上げること（途上国が市場開放についてより大きな譲許をすること）が必要と主張。②それに対応して、「アメリカは新しい譲許をすることにやぶさかではない」としたが、そのアメリカの譲許が何かについては触れなかった。③さらに、アメリカは、G5会合の継続を要請した。

アメリカはこのG5を、ブラジル、インド、中国から譲許を引き出す場にしたいと考えていたのである。しかし、ブラジル、インド、中国は、“より多くの国々が参加した、より多角的な議論の場が必要。特に、

農業についての議論には、日本、カナダ、スイスの参加が必要”とし、このアメリカの要請は、合意されずに終わった。“ラミー事務局長抜きでの5カ国会合の場を設定し、そこにおいて、ブラジル、インド、中国に一層の市場開放を迫る”というアメリカの意図も実現しなかったのである。

3. 主要19カ国会合(G19)も成果なし

5月19日、EUとインドの主催で、G19=主要19カ国会合(アメリカ、EU、中国、インド、ブラジル、アルゼンチン、カナダ、日本、スイス、ブルキナファソ、モーリシャス、ガボン、バルバドス、メキシコ、エジプト、インドネシア、南ア、豪、ザンビア)がジュネーブにおいて開催された。

これは、上述のG5会合から生まれたものである。ラミー事務局長は招かれていない。EUとインドは、会議の持ち方について、ラミー事務局長のコントロールを警戒するアメリカの意向に配慮したのである。

ここでもアメリカは、市場開放の目標レベルを上げる(途上国が追加譲歩する)必要を主張した。

これに対し中国は、“アメリカが妥結交渉に入ることに応じない限り、アメリカの追加譲歩要請は考慮しない。仮に考慮しても、中国が追加の関税引き下げを提供し得るのは10品目程度に限られている”とし、さらに、アメリカが新たな貿易促進法(TPA)を持っていないことを問題視したと報じられている。貿易促進法とは、大統領が締結した国際協定について一括採決(丸ごと賛成か、反対か)を議会に求め得る法律であり、議会による協定のつまみ食い(封じ)を封じるためのものである。

こうして、19カ国会合からも何も生まれなかった。次回の会合についての合意もない。会議終了後、近い将来の交渉合意について、一層悲観的な雰囲気になったと報じられている。

4. 埋まらない米-途上国間の溝

アメリカは、「市場開放の目標水準を上げ

る(途上国は追加の譲許をする)必要がある」とする一方、それに対応する自らの譲許についても「やぶさかではない」とした。

ところが、その譲許というのは、“非農産品・化学分野についてのアメリカのブラジルに対する関税引き下げ要求品目を1,700品目にした(昨年秋には、化学、産業機械、エレクトロニクスで3,500品目)”ということであり、これをもってカーク通商代表は「アメリカはやるべきことは全部やった」としたのである(5月27日の記者会見)。

しかし、これをアメリカの譲許と評価する国は一つもない。譲許というならば、議長提案(2008年12月)に示される内容を基準にしたものでなければならないからである。

その上で、カーク通商代表は「アメリカは、すでに農業で大きな代償を支払っている。それに対して、他の分野でのバランスが図られるべき(アメリカ以外の国が市場開放で譲許すべき)」とした。アメリカは実質的な譲許をする意図がないことを、あらためて明言したのである。

つまるところ、アメリカは、「2008年において合意はない(議長提案は合意ではない)」という論拠で、他国(特に途上国)に対し、市場開放目標を引き上げること(関税引き下げの追加譲許を行うこと)を一方向的に迫っているわけである。

これに対し、アメリカ以外の主要国(ブラジル、インド、中国、EU、豪)は、現行の議長提案(目標水準)を基礎にすることでよしとしている。

市場開放(関税引き下げ)の目標水準を引き上げること、実は、10年間かけて合意を積み重ねてきた交渉をご破算にし、一からやり直すことに等しい。だから、アメリカ以外の国は同調しないのである。

アメリカが現実的路線に戻る(議長提案を基礎に、アメリカが問題とする点について修正案を提起する)ことが強く望まれる。